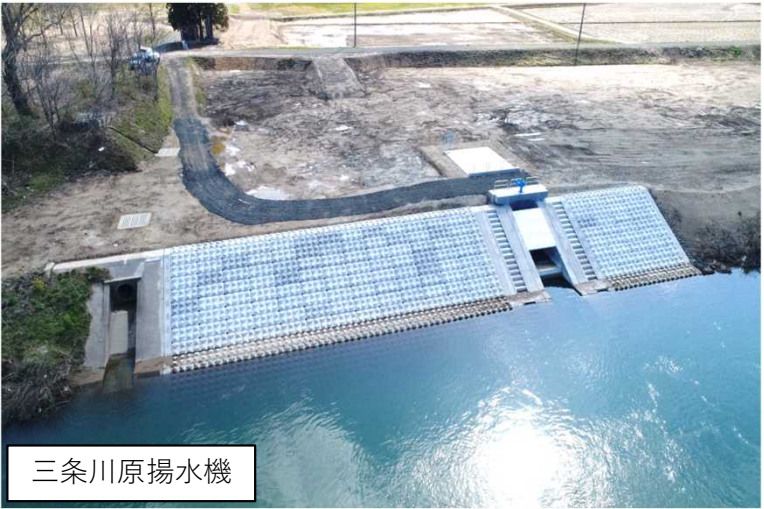


秋田県西仙北土地改良区

受益面積 873ha

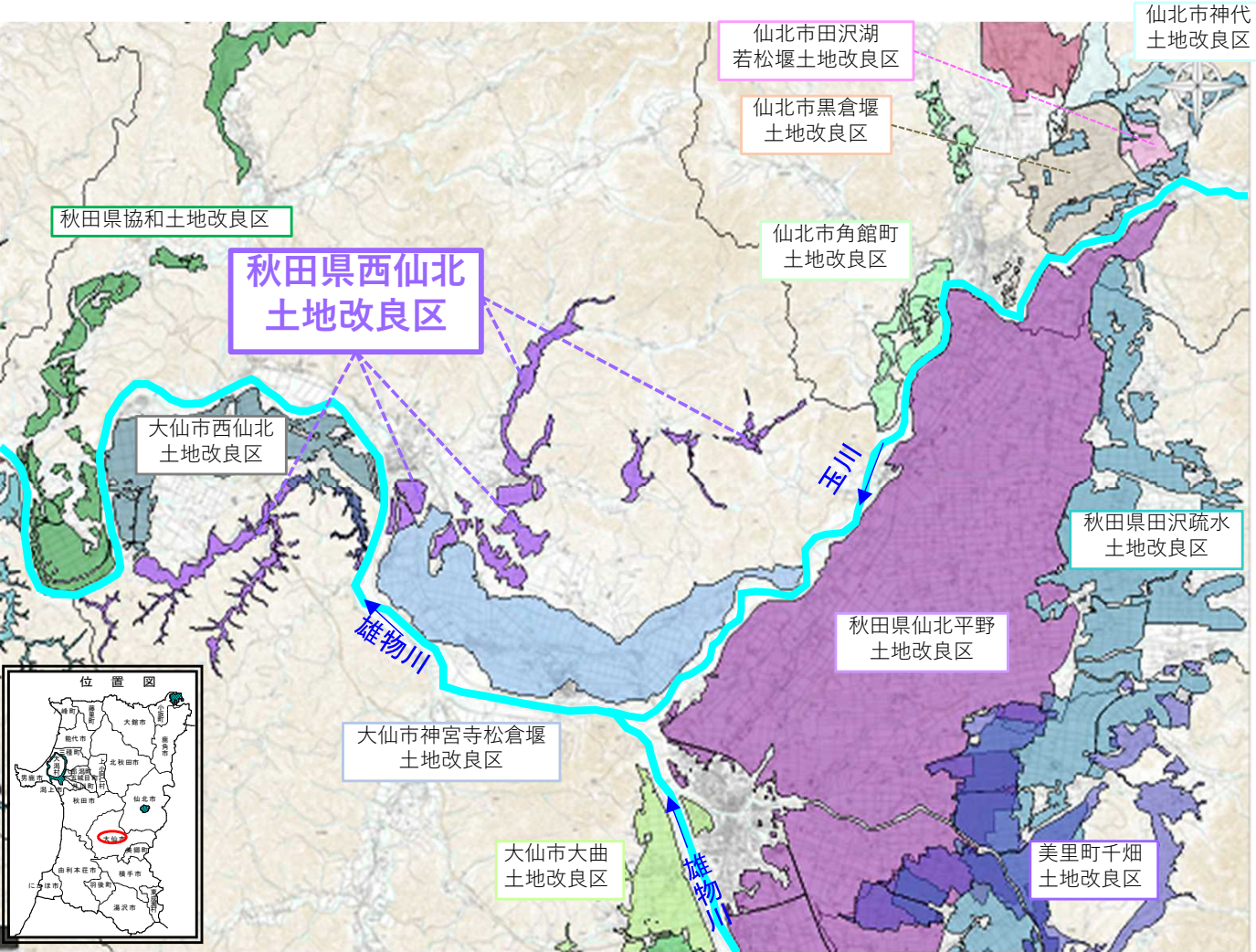
- 本土地改良区の水源地は、一級河川雄物川と玉川、土買川であり、約873haの受益面積を管理する土地改良区である。
- 平成9年度に旧西仙北町内6土地改良区のうち、仙北郡西仙北町刈和野土地改良区、仙北郡西仙北町土川土地改良区、仙北郡西仙北町駒込土地改良区、仙北郡大野土地改良区が合併した。平成17年度には、仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区、西仙北町東土地改良区が合併し、秋田県西仙北土地改良区が設立、そして現在に至る。
- 所有する施設が多く、ほぼ受益者によって維持管理が行われている。



三条川原揚水機



大滝沢ため池



【内 容】

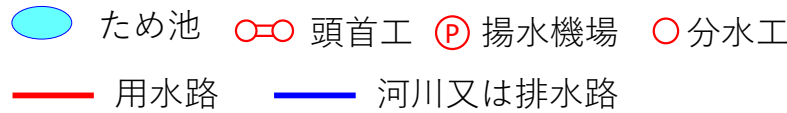
- 表紙
- 農業水利システムの構成
- 用水管理の役割分担

- 農業水利システムの概要

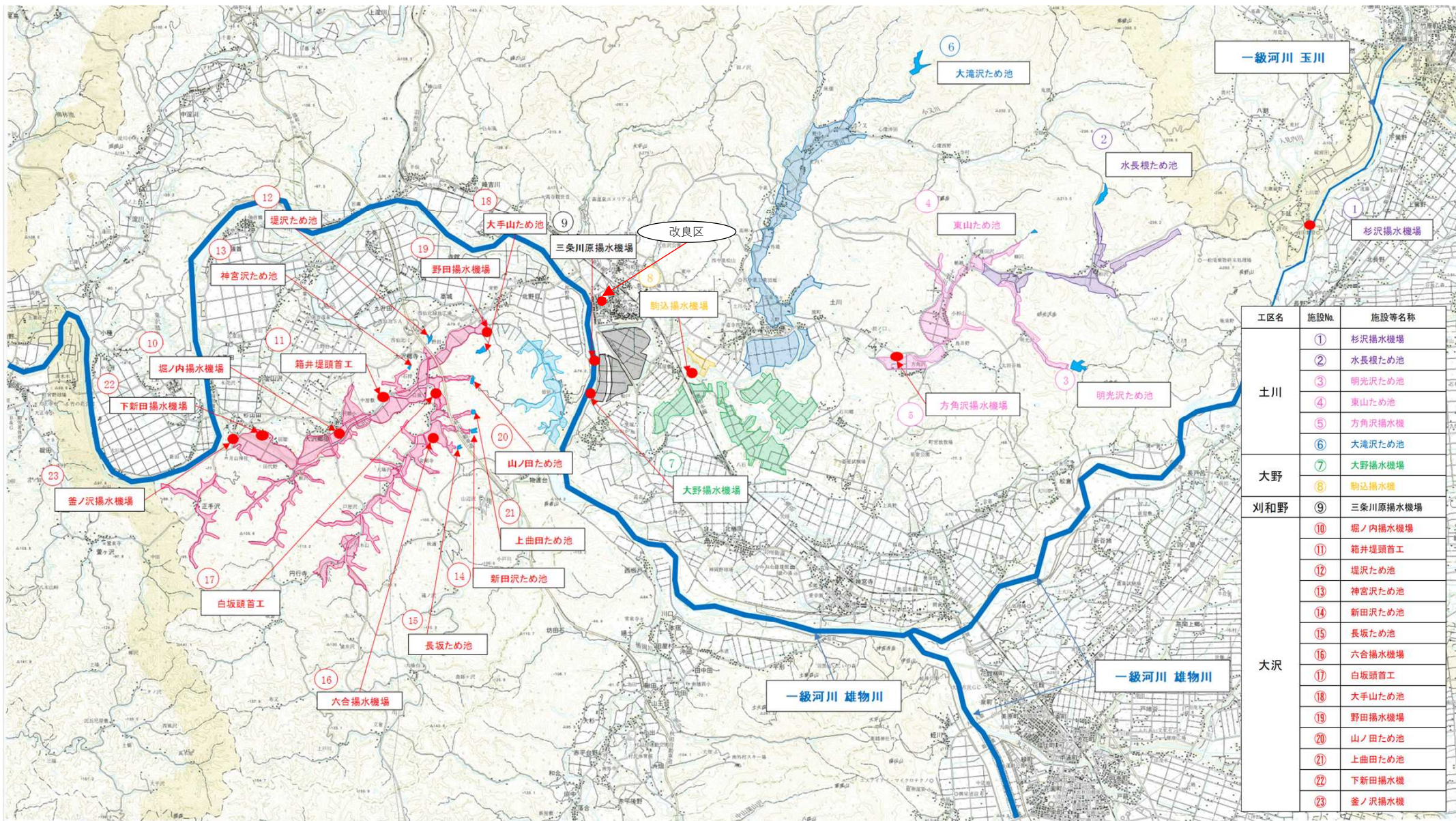
- 農業水利システム
 - ・（各施設の状況）刈和野工区
 - ・（各施設の状況）大野工区
 - ・（各施設の状況）土川工区
 - ・（各施設の状況）大沢郷工区

- 施設の維持保全
- ほ場整備の実施歴

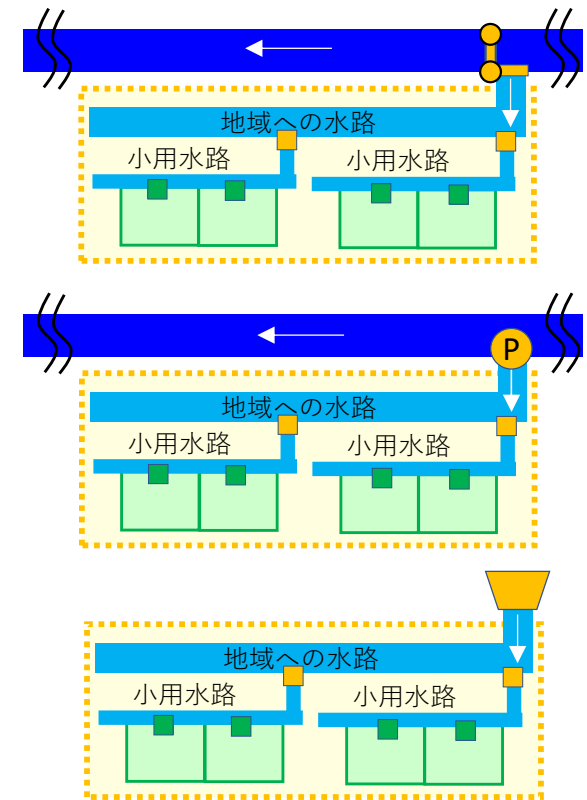
- 土地改良区の合併等の経緯
- 地域の歴史
- 土地改良区の歴史 【仙北郡西仙北町刈和野土地改良区】
- 土地改良区の歴史 【仙北郡西仙北町土川土地改良区】
- 土地改良区の歴史 【仙北郡西仙北町駒込土地改良区】
- 土地改良区の歴史 【仙北郡大野土地改良区】
- 土地改良区の歴史 【仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区】

作成	秋田県 農業農村整備等技術検討委員会 秋田県仙北地域振興局農村整備課
協力	秋田県西仙北土地改良区
作成経緯	ver. 1.0 令和8年3月
基本凡例	 <p>● ため池 ● 頭首工 ● P 揚水機場 ● 分水工 — 用水路 — 河川又は排水路</p> <p>※ 資料作成の都合上、必ずしもこれらのとおりの表記となっていない場合がある</p>
出典	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県水土里情報システムのレイヤを使用したものは次のとおり 地形図：「測量法に基づく国土地理院長承認（使用） R6JHs 74-GISMAP59536号」 航空写真：「© NTT InfraNet, JAXA」 衛星写真：「© NTT InfraNet, Maxar Technologies.」 ・ その他土地改良区提供資料など
備考	<p>本資料は、秋田県の農業を支える基盤であり、地域資源でもある農業水利施設について、土地改良区毎にその構成、歴史、維持管理等の概略を示し、土地改良区の組合員のみならず地域住民の皆様に対し広く周知するものです。</p> <p>これにより、各地域の農業水利施設を保全管理することの重要性について理解を深めていただき、農業水利施設の持続的な機能発揮と秋田県の農業の発展の一助となることを目指しています。</p> <p>本資料については、現地調査に加え、水土里情報システム内の資料、過去に実施した事業の資料、土地改良区からの提供資料、土地改良区からの聞き取りなどをベースに作成していることから、時点が古い情報や現状と比較し正確ではない情報が含まれていることがあります。このため、本資料を閲覧される方に置かれましては、このことを予め御了知いただくとともに、本資料を利用すること等により生じるトラブルや損害等については、秋田県ではその責任を負いかねますので、予め了承ください。</p>

■ 秋田県西仙北土地改良区は、旧西仙北町、旧神岡町の一部からなる雄物川中流部を挟んだ右岸東方、左岸西南に位置しており、受益地が点在していることから、主に5工区に分けて管理している。



- 大沢郷地区・刈和野地区・大野地区では、頭首工・揚水機場について改良区より管理人に操作委託。
- 皆別当地区・土川地区では、従来の水利組合が自律的に水管理を実施。



地区名	施設	操作
大沢郷	○ 各沢に小規模ため池、頭首工、揚水機場が点在	○ 改良区より委託の 管理人 がため池の操作。 ○ 数箇所沢では、 地元水利組合 が全て管理を行う。
皆別当	○ 大仙市西土地改良区管理の強首幹線用水路の1号分水工に設置される揚水機場から取水、地域内に配水 ○ 上ノ沢・寺田沢など各ため池掛受益	○ 地元水利組合 が全て管理を行う。
刈和野	○ 雄物川の三条川原揚水機場等から取水し、開水路で配水	○ 揚水機場・開水路の水門を 管理者 が操作。他地区の管理者より手間がかかる。 2地区の管理者は同一。 ○ 特に、大野ではパイプラインによる灌漑方式のため、分水箇所が多く、 水管理操作が複雑なことから、改良区と管理者で密に管理している。
大野	○ 雄物川の大野揚水機場（三条川原揚水機場から少し上流）から取水し、神宮寺松倉堰土地改良区受益より山側に吐出し、開水路により配水。	○ 特に上流側・下流側の番水調整を改良区が実施。 ○ ポンプ操作は、代かき期については基本的にずっとON。
土川	○ 心像川上流部の大滝沢ため池、土買川上流部の明光沢ため池、地域の開水路により配水	○ (杉沢柳沢) 管理者 が全て管理を行う。

(各施設の状況)

杉沢柳沢揚水機場・水長根ため池掛かり

- 水長根ため池から取水した用水は、水長根分水工と堂ノ前頭首工より受益へ供給される。
- 杉沢柳沢揚水機場からは、パイプラインを通じて受益へ供給される。



③柳沢揚水機場(上)



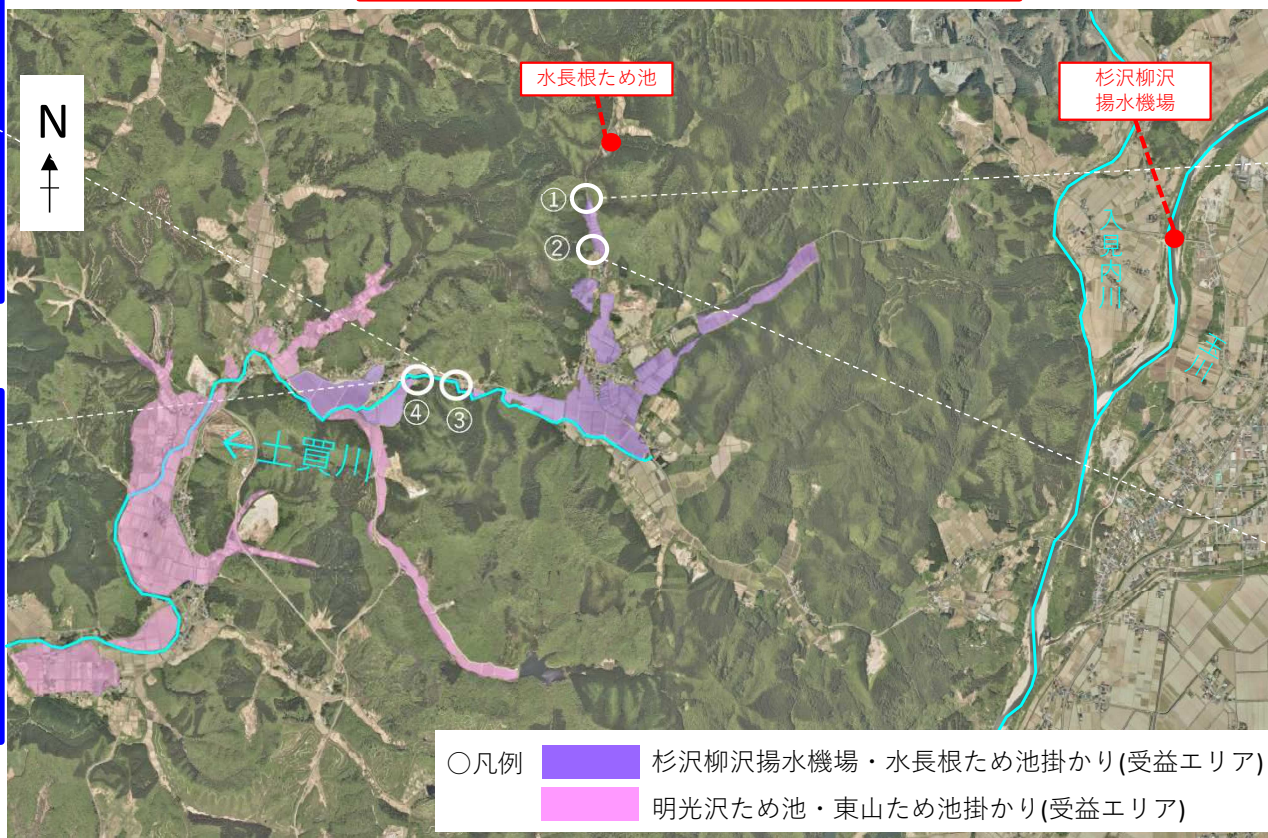
水長根ため池



杉沢柳沢揚水機場



④柳沢揚水機場(下)



①水長根分水工



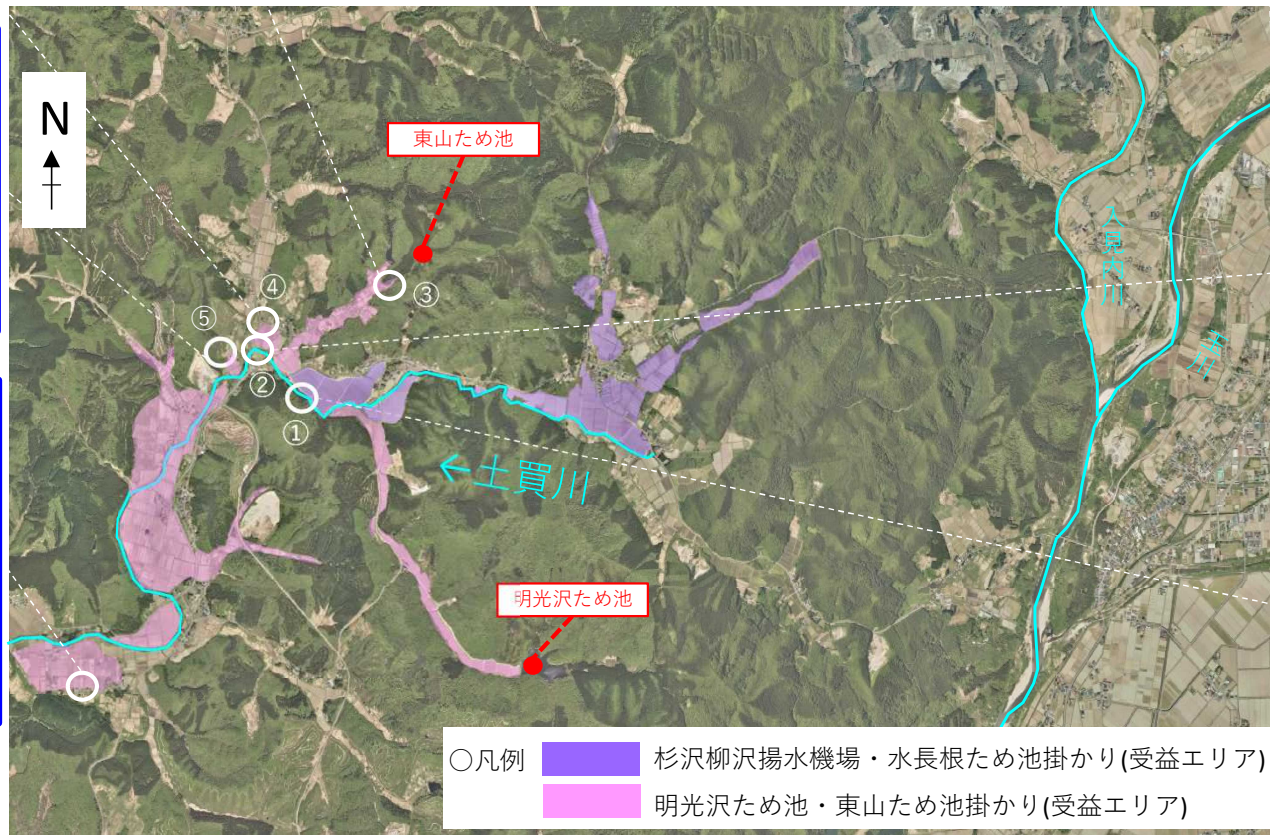
②堂ノ前頭首工

(各施設の状況)

明光沢ため池・東山ため池掛かり

■ 東山ため池から取水した用水は楯越頭首工及び、東山1号分水工～2号分水工から供給される。

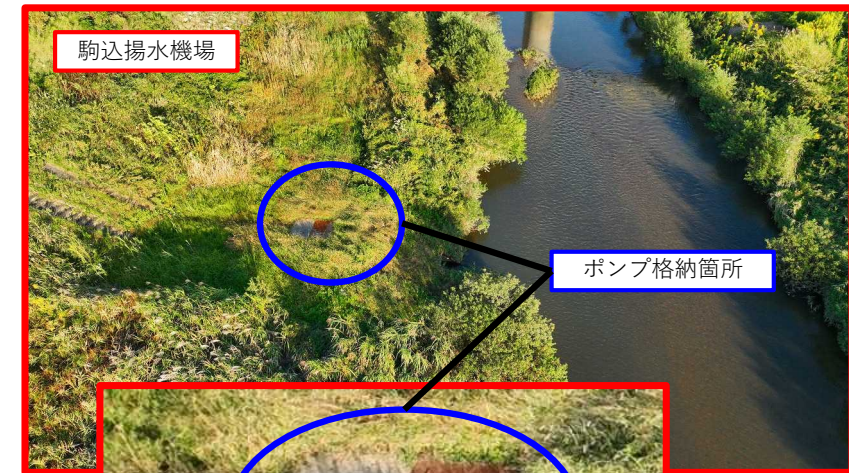
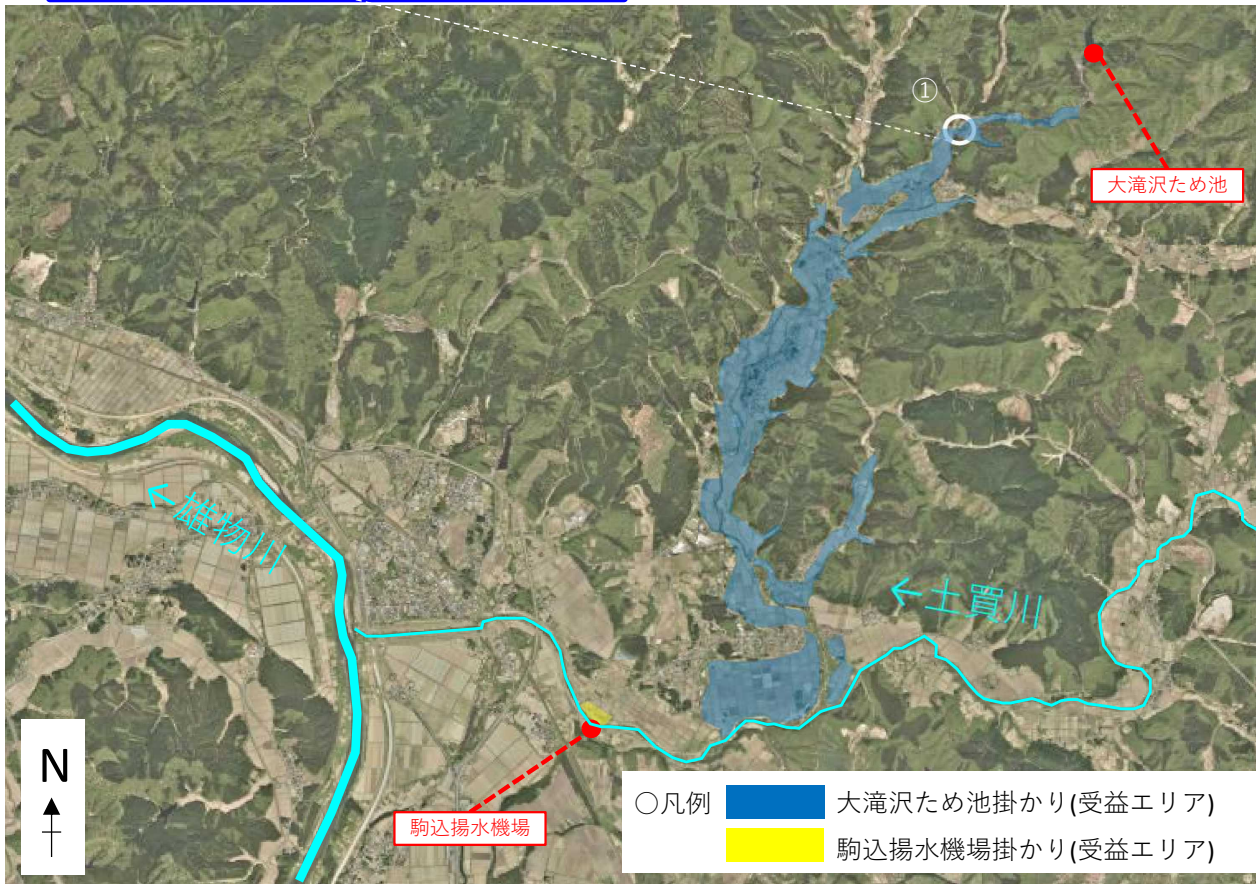
■ 明光沢ため池から取水した用水は下開頭首工及び下開余水吐から分水され供給される。



(各施設の状況)

大滝沢ため池掛かり、駒込揚水機場掛かり

- 大滝沢ため池から取水した用水は山腹水路より対象受益へ供給される。
- 駒込揚水機場から取水した用水は対象受益へ供給される。



(各施設の状況)

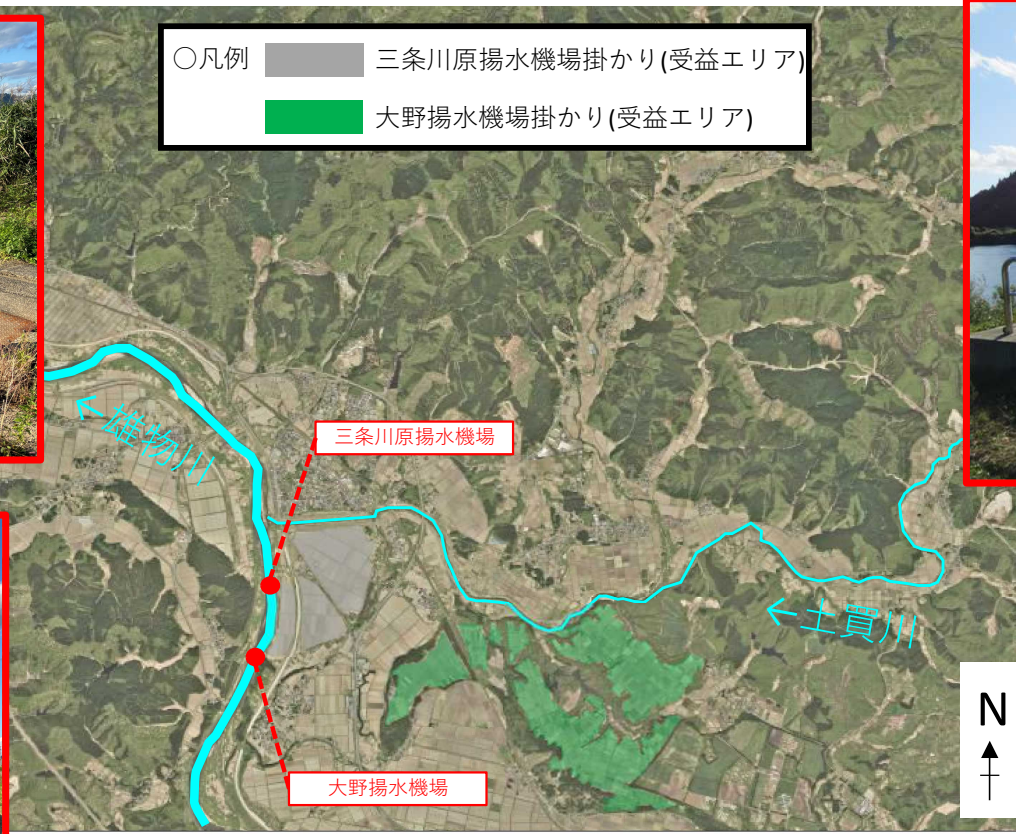
三条川原揚水機場掛かり、大野揚水機場掛かり

雄物川より三条川原揚水機場及び大野揚水機場から取水を行い、受益へ用水を供給している。

大野揚水機場



○凡例
■ 三条川原揚水機場掛かり(受益エリア)
■ 大野揚水機場掛かり(受益エリア)



三条川原揚水機場



大野揚水機場
操作室



三条川原揚水機場
ポンプ操作盤



大野揚水機場
ポンプ操作盤



三条川原揚水機場
初号機



(各施設の状況)

大沢郷地区 (大沢川掛かり)

■ 大沢川には6つの揚水機場及び頭首工が存在し、約100haの農地にかんがいしている。

■ ④「箱井堤頭首工」は大沢川の河川改修事業で、⑤「白坂頭首工」及び⑥「六合揚水機場」はほ場整備事業（六合地区）で整備した。

②下新田揚水機場

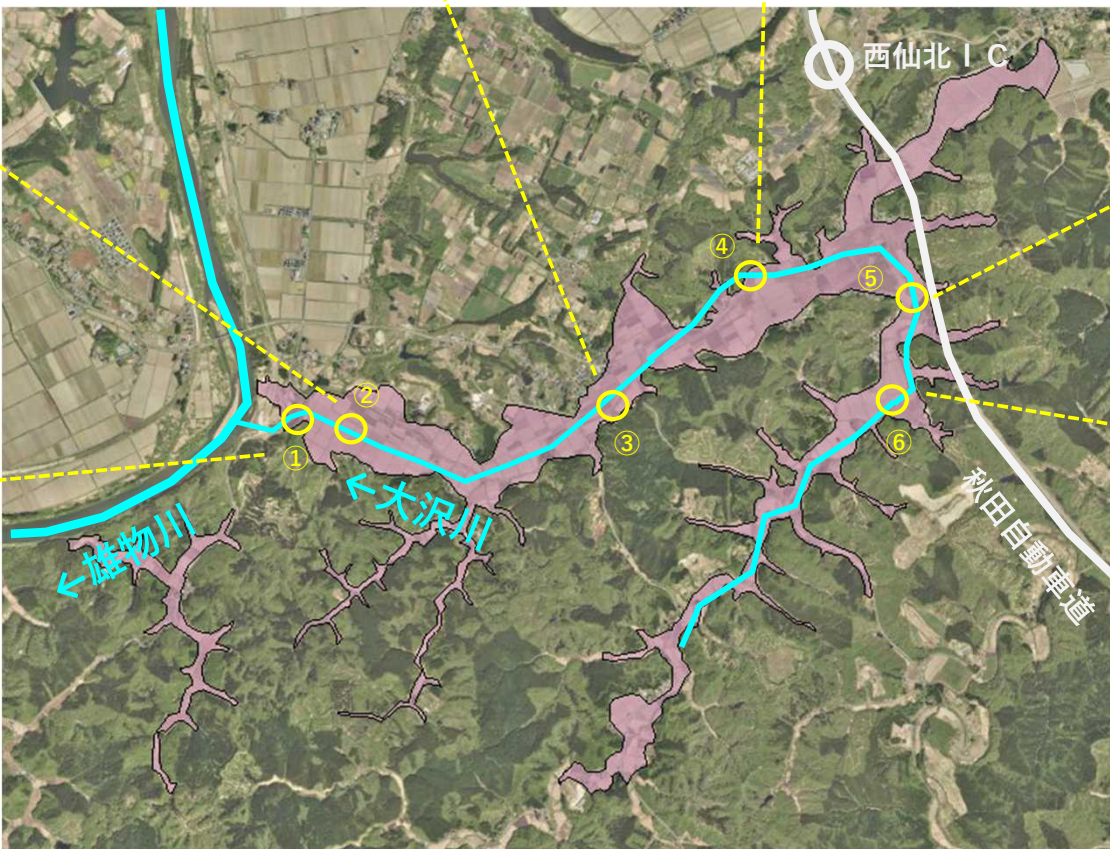
③堀ノ内揚水機場

④箱井堤頭首工

⑤白坂頭首工

⑥六合揚水機場

①釜ノ沢揚水機場



(各施設の状況)

大沢郷地区 (沢水掛かり)

■ 各沢にため池が存在し、それぞれ独立した用水系統となっている

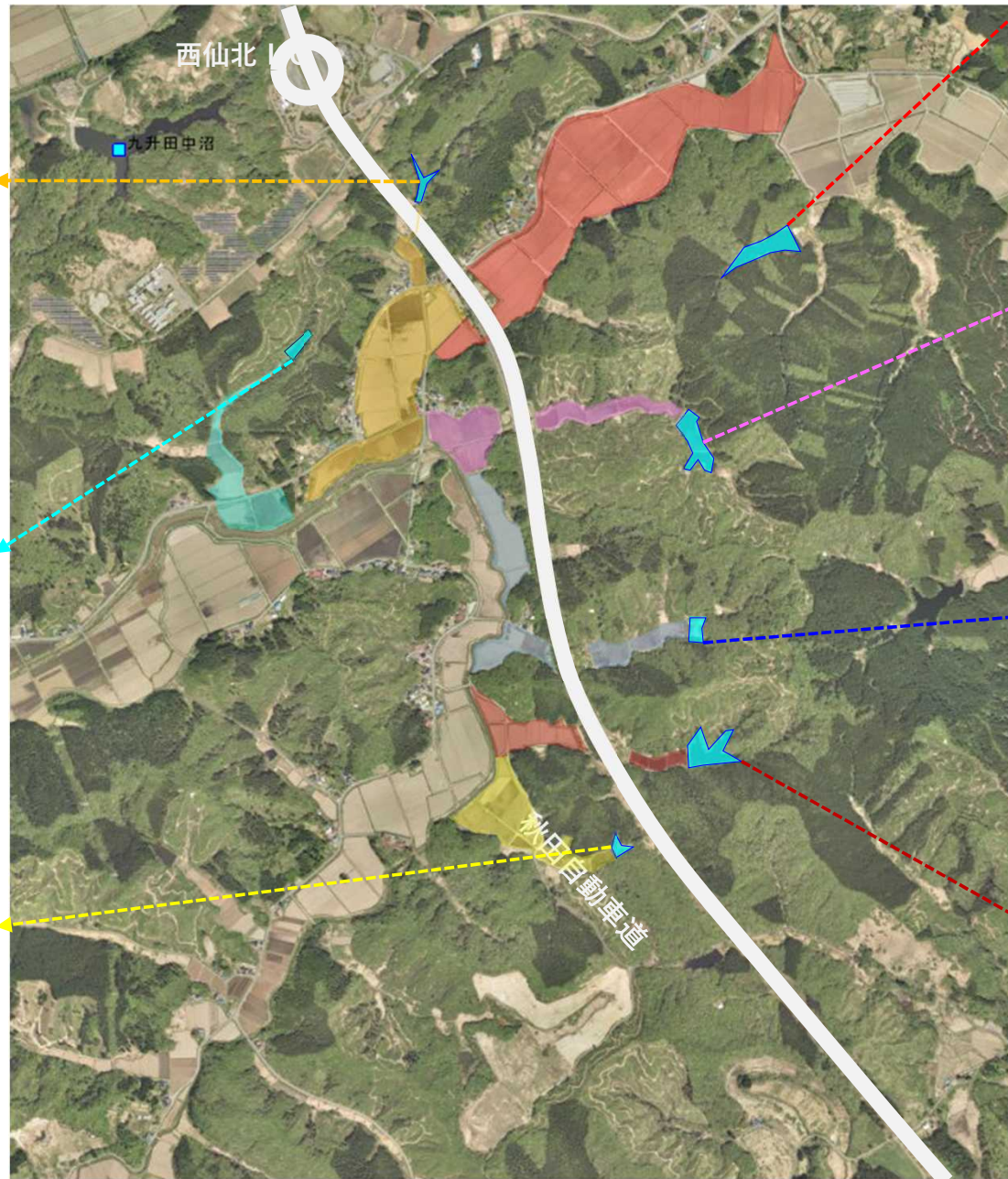
② 堤沢ため池



① 神宮沢ため池



⑦ 長坂ため池



③ 大手山ため池



④ 山ノ田ため池

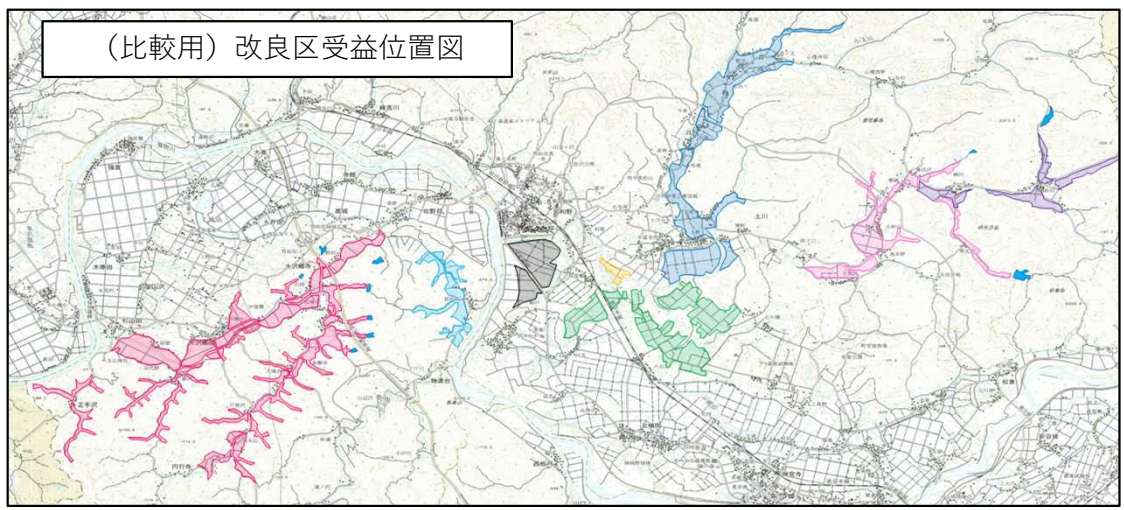
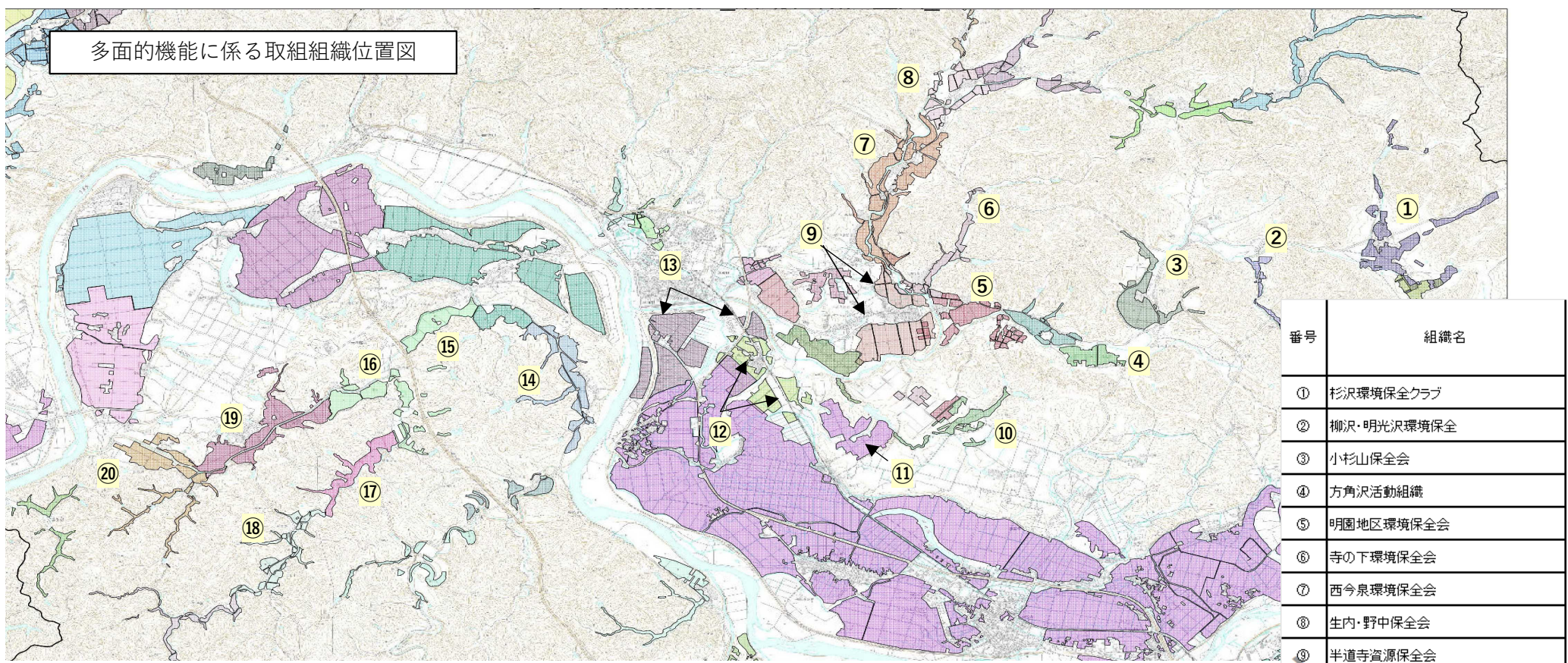


⑤ 上曲田ため池



⑥ 新田沢ため池





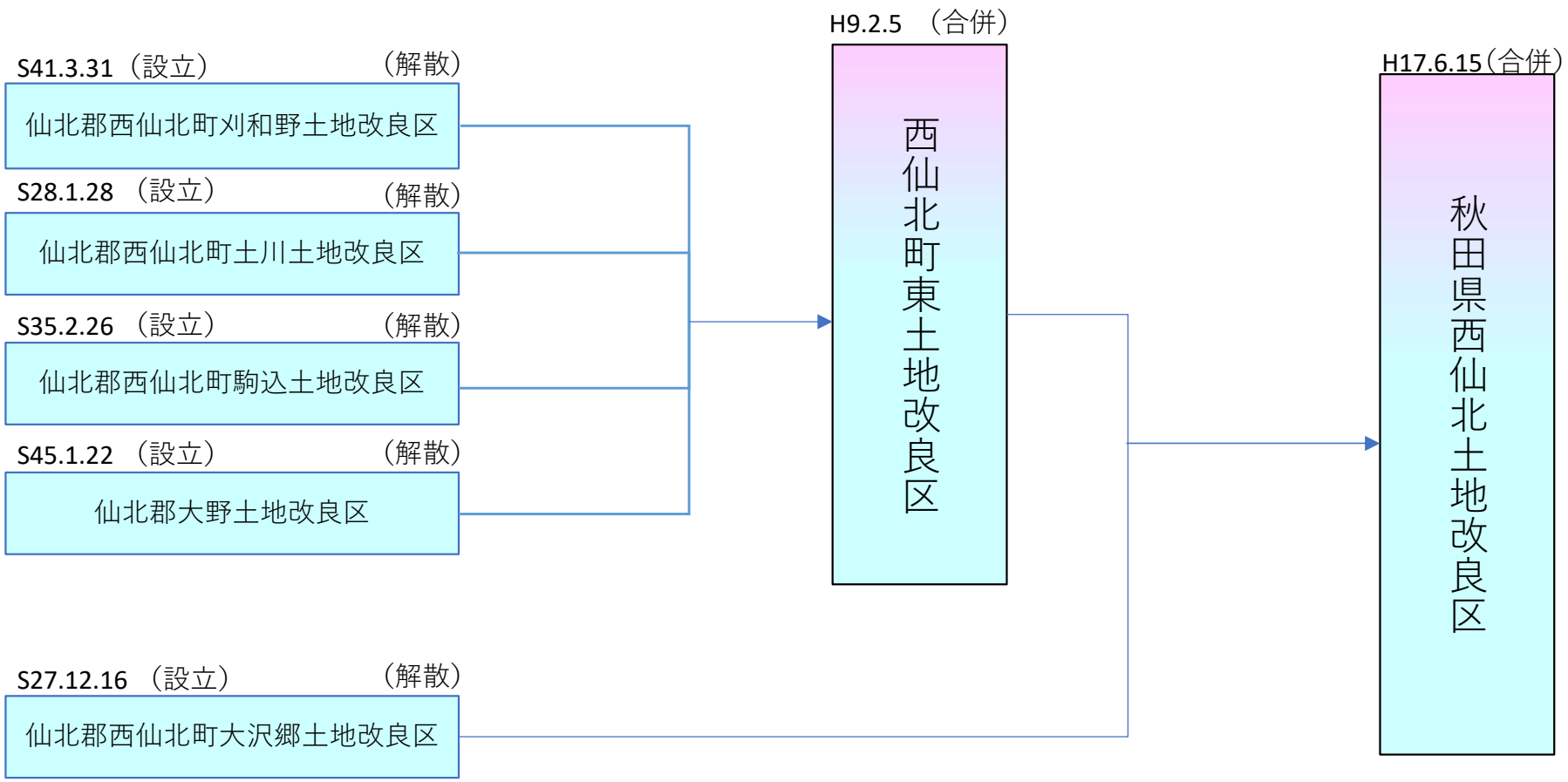
番号	組織名
①	杉沢環境保全クラブ
②	柳沢・明光沢環境保全
③	小杉山保全会
④	方角沢活動組織
⑤	明園地区環境保全会
⑥	寺の下環境保全会
⑦	西今泉環境保全会
⑧	生内・野中保全会
⑨	半道寺資源保全会
⑩	大野地域農地・水・保全組織
⑪	大仙市松倉堰広域協定運営委員会
⑫	高屋敷環境保全会
⑬	三糸川原保全会
⑭	皆別当地区環境を守る会
⑮	野田環境保全会
⑯	白寺地区環境をまもる会
⑰	大場沢環境保全会
⑱	八木山環境保全会
⑲	宿地区環境を守る会
⑳	柳沢環境保全会

- 昭和後期から、平成、令和にかけて、土地改良区受益地の一部ではほ場整備を実施済。
- 直近では、令和3年から杉沢柳沢地区に着手し、沢部のほ場整備を実施中である。



土地改良区の合併等の経緯 平成9年度に4土地改良区、平成17年度2土地改良区が合併

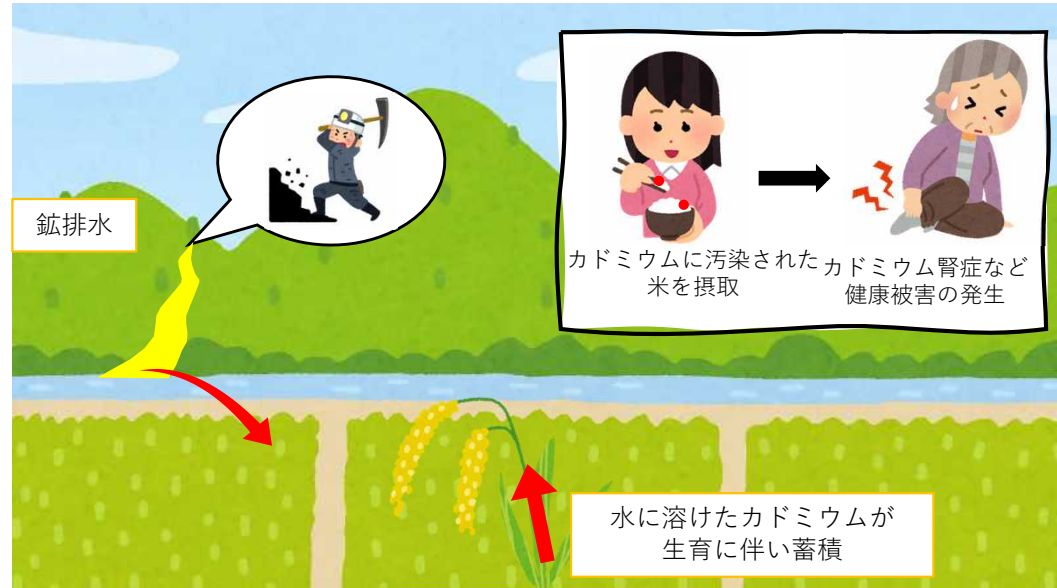
- 平成9年に仙北郡西仙北町刈和野土地改良区、仙北郡西仙北町土川土地改良区、仙北郡西仙北町駒込土地改良区、仙北郡大野土地改良区の4土地改良区の合併により西仙北町東土地改良区が設立。
- 平成17年に仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区、西仙北町東土地改良区の2土地改良区の合併により秋田県西仙北土地改良区が設立。



石碑は語る

県営農用地土壌汚染対策事業 杉沢柳沢地区 竣工記念碑

此の農用地土壌汚染対策事業の発端は、県が昭和四十五年から鉱山周辺を中心に玄米、土壌、農業用水の重金属（カドミウム）汚染状況を調査した結果、杉沢鉱山の下流に位置する杉沢、柳沢地域の水田から食品衛生法に基づく許容量を越えるカドミウム汚染米が多量に産出されたことによる。杉沢鉱山は文永元年（一二六四）に発見され、以来七百余年に亘り鉱排水と鉱さい（ズリ）の浸透水が下流の農用地を汚染してきた。県は昭和四十八年二月国の農用地土壌汚染対策地域の指定を受け、昭和四十九年から二ヶ年間休耕補償を受けながら昭和四十九年八月に着工し翌五十年八月に完工した。



秋田県は稲作を中心とした農業県であるとともに、全国有数の鉱山県であった。現在では商業規模の鉱山は稼働していないが、鉱排水に含まれるカドミウム、銅などの重金属が用水により流入・蓄積され、農作物に被害をもたらす。

秋田県では昭和45年度以降農用地土壌汚染対策地域の指定を行い、公害特別土地改良事業を実施している。

昭和45年度から鉱山周辺水田の重金属汚染状況を調査を実施した。その結果、西仙北町杉沢柳沢でカドミウム濃度1.0ppm以上の玄米が検出され、「県営杉沢柳沢地区 農用地土壌汚染対策事業が実施された。」

杉沢柳沢地区の水田の重金属汚染の原因となった鉱山は「杉沢鉱山」である。杉沢鉱山のはじまりは13世紀にさかのぼり、16世紀後半には活発に稼働していた。秋田藩鉱山奉行だった梅津政景の「政景日記」によれば秋田藩直営の金山だったと記されている。



杉沢金山跡の標柱▶

県営土地改良総合整備事業 半道寺地区 竣工記念碑

憶うに此の地区は、昔より水不足で苦難の歴史であった。昭和の初期に心像溜池新設の計画がなされたが挫折して終る。

昭和二十七年再び其の機が熟し土地改良区を設立し工事に着手した。然るに工事は難行し遅々として進まず、因って組合員は動揺し是が土地改良区運営に響き工事中断の止むなきに至る。しかしその必要性に鑑み百年の計なりと、町営事業に切り替え工事を再開、昭和四十三年遂に貯水量三十二万トンの待望の溜池が完成したのである。着工から完成まで紆余曲折、実に十六年の歳月を要したのである。この溜池には血の滲む思いがあり水の色は赤く見える想いであった。

水源の確保が成り圃場整備の機運が急速に強まり、昭和四十一年農業構造改善事業を実施し、同四十三年に二十アールの区画で七五ヘクタールの完成をみたのである。

近代的な機械化農業の導入により、圃場の排水不良が問題になり是れに対応するため昭和五十五年から県営半道寺地区地区土地改良総合整備事業を実施今日に至ったのである。溜池工事から一連の基盤整備事業の完成まで実に三十余年に至る長い歳月であった。



県営農用地開発事業 大野地区 竣工記念碑

本地域は西仙北町、神岡町にまたがる奥羽線沿い東側に広がる約二〇〇ヘクタールの広漠たる原野であったが、近年の灌漑開発技術のめざましい進歩により、夢想だにしかなかった台地の開田が可能となった。

この広大な土地を拓き機械化大規模経営による自立農業の育成を図ることを目的に、昭和三十九年九月関係部落の受益者で大野開拓パイロット事業推進協議会を設立し、関係機関に対し強力な促進運動を展開し、昭和四十一年度から県営大野地区開拓パイロット事業として工事着手した。その後事業名の変更により県営大野地区農用地開発事業となった。

しかしこの頃国の農政に変遷があり、開田面積を縮減、当該縮減面積を開畑とした。水源は雄物川に求め、水中ポンプを設置し、用水路線を地下に埋設して導水することとし、昭和五十年五月完成、初めて全地域に配水した。

やがて広大な草原は一変して青々とした美田と化し、歴史的な大事業は大成功を遂げた。

又生産物及び大型農機具の搬入等を考慮し、巾五メートルの農道を新設する等当時の事業としては他に例を見ない農用地の開発事業として昭和五十二年度に完成した。



県営ため池等整備事業 明光沢地区 竣工記念碑

本明光沢ため池は、奥羽本線刈和野北東一三キロメートルに位置する仙北郡西仙北町土川字明光沢堤下地内で、文久年間に水田五〇ヘクタールのかんがい施設として築造されたものであった。大正七年の集中豪雨により堤体が決壊し、多大の被害を受けたがこれを復旧した。

昭和二十九年度に堤体の漏水と用水不足を解消するため、堤体の高上げ、余水吐、取水施設の改修がされた。しかし、近年堤体の漏水、余水吐、斜樋管も摩耗著しく機能の老朽化が進み、再度決壊流出の危険が大となった。

一度不測の事態が発生すれば、多年に亘り築き上げた農業形態に決定的な打撃を与え、土質川沿岸の公共施設を始め、農地、農業用施設、更には一般民衆等が濁流に併呑される恐れがあった。故に、被害を未然に防止し、地域の不安を除去すると共に、本ため池の効用を増大させるため全施設を改修することが急務となった。



仙北郡西仙北町刈和野土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

沿革

かつて、玉川が雄物川に副うて流れていた時代があり、それ故に副川の名がある。「三条河原」の地名は、その頃雄物川を主流として副川、土買川が流れて三条の川筋から名づけられたといわれている。その合流点は明確ではないが文政12年（1829）若松善兵衛、本間多兵衛の2人が先頭になって新川が掘られた記録があるという。

三条河原は幾筋も川が流れて芒々たる湿田であったという。降雨で氾濫すれば大河となり時には湖のようになることもあったにちがいない。

大正6年衆議院議員となって活躍されていた刈和野出身の池田亀治氏は、この広大な湿地原野の開発に着目したのである。同氏は、以前から農村の健全な発展のためにはどうしても自作農創設が重要な課題であり、是非これを実現したいと考えていたが、その後この気運が次第に全国的に拡がり大正12年自作農創設維持助成規則が制定された。

この年、同氏は長年考えていた三条河原開田の目論見書を発表し、今まで菜の花畑として知られてきた広大な原野の開田に取りかかろうとした。しかし、この事業は以前に試みた人が失敗したこともあり、根強い反対があったが、同氏は積極的に土地所有者や耕作者に開田の必要性を訴えて説得した。同氏の熱意と綿密な計画により次第に関係者の心も動かされ実を結んだのである。

まず大正13年3月11日付で三条河原耕地整理組合が設立され、翌14年1月4日工事に着手し昭和10年10月31日まで長期にわたって継続事業として実施、その総工費は220,108円と記録され、雄物川よりポンプで揚水するため莫大な経費がかかった。揚水機は75馬力重油発動機2台と23吋（570mm）渦巻ポンプ2台で大正14年6月15日揚水を開始した、とあり開田面積は105町5反歩であった。（着手前総面積146町4反9畝23歩）その後昭和16年には、従来の重油発動機を売った代金で原動機を75馬力のモーターに変更した。

戦後昭和24年土地改良法の制定に伴い同27年耕地整理組合を組織変更し三条河原土地改良区に変更となった。その後昭和41年3月31日、一と鶴土地改良区を吸収合併し、刈和野土地改良区と名称変更し、さらに同43年4月1日には大佐沢地区21町歩を編入した。（一と鶴地区は償還が終った昭和49年3月脱退した。）

主なる事業概要

大正年間に据付けたポンプは57年、昭和16年に取付けたモーターは40年を経過し老朽したため、昭和52年団体営かんがい排水事業で全面的に改修を行うことになった。

この計画に当っては、雄物川の取入口を従来より2.0m引下げ建設省の雄物川改修計画における計画河床高E L、9.15mに合せ将来にわたって取水に万全を期したのである。

国の厳しい予算事情にもかかわらず、事業は計画どおり5ヶ年で工事を完成することができた。この総工費は121,500千円、反当約12万円、このうち50%は国庫補助を受け農家負担は反当6万円であった。

（註：開田当時の資料は昭和22年水害で全部紛失し保存されていない。）

仙北郡西仙北町土川土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

沿革

本改良区の地域は奥羽本線刈和野駅の東方約9kmにして達する西仙北町土川字大滝沢を主水源とする心像川の下流部に位置し、この川より取水する河川沿いの帯状の耕地である。心像川は、その水量乏しくこの地域は用水不足に悩まされ、特に末端の半道寺地区の旱魃被害は甚大であり、大楽地区の未利用地の造成計画も含めて、大滝沢に溜池を新設し水不足を解消し、農家経営の合理化を図ることを目的に、設立発起人代表、岡田雄治外14名で昭和27年11月28日、土地改良区設立の認可を申請、**同28年1月28日付で認可され、土川土地改良区が設立された。**（209町歩、254名）以後大滝沢地区の溜池築造事業を中心に、半道寺地区農業構造改善事業などの実施主体として、その役割を果たしてきたが昭和44年2月、旧土川村地内にある小杉山土地改良区との統合整備を促進するよう、県や町の指導を受けその第一歩として合併促進委員会を設立し、委員長には土川土地改良区理事長佐藤鉄太氏が互選された。

同委員会は昭和44年8月4日、西仙北町役場において開催されたのを皮切りに両土地改良区の会計、経理状況、財産目録をはじめ合併促進に必要な事項について同47年2月27日まで数回にわたり協議検討を重ねた。

その後同年4月13日両土地改良区の役員全員協議会を開催し合併予備契約書、仮決算などが承認され同年9月1日をもって合併することに協議決定した。これにより、同年9月1日午前10時より、土川土地改良区事務所において**土川土地改良区理事長佐藤鉄太と小杉山土地改良区理事長佐々木博とにおいて、合併契約が締結され同年11月1日合併の認可を申請、翌48年1月16日付で認可となった。**（合併時点の関係面積206ha, 組合員数256名）

主なる事業概要

(1) 大滝沢(心像)溜池の築造

仙北郡西仙北町刈和野で雄物川に注ぐ土買川の上流、心像川と大滝川の合流する附近より下流半道寺までの地域は、古くから用水不足に悩まされ日照りが続けば「溜池」を造ろうという話しが出て、雨が降れば自然と立ち消えてゆく。という状態が繰り返されてきた。

戦後昭和26年、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が制定され、溜池などを造る団体営のかんがい排水事業にも補助金が交付されることになったのを機会に、大滝沢に溜池を新設して用水不足を解消し、農家経営の合理化を図ることを目的に、設立発起人代表岡田雄治外14名で昭和27年11月28日土地改良区設立の認可を申請したところ、翌28年1月28日付で認可となり土川土地改良区が誕生したのである。

一方積寒事業で溜池新設工事の施行を申請し、27年度に1,410千円の予算割当があり大滝沢の溜池敷地（田4反歩、畑2畝歩外）を買収し、国有林の一部を借り受けて事業に着手、土地改良区設立認可前の27年12月13日刈和野町鈴木土建代表鈴木梅治郎と1,563万円で工事の請負契約を締結し、12月15日着工した。翌28年の予算割当は100万円、29年には725万円と請負者の熱意により工事は着々と進められてきたのであるが、30年になり工事が中止された。

このため、土地改良区では数回にわたり役員会を開きその対策を協議し、請負者に交渉を続けたが、請負者の代理人、刈和野町池田仁三郎より本契約の解約方の申し入れがあり、協議の結果これを受理した。（工事中止の理由については明確な記録がない）このような事情で、事業は30年度休止することになり土地改良区では工事を続行するべく、八方手をつくし業者との交渉を重ねた結果昭和31年4月20日、仙北郡角館町第一建設KK社長安部興と工事費830万円、手直工事費49万8千円昭和28年度残工事分28万円、昭和29年度残工事分364万7千円、昭和29年度繰越工事費104万5千円、さらに設計変更による追加分として昭和32年2月12日124万円の契約を締結して工事を続行してきたが、これもまた現場を放棄再び工事は中止された。

このような状況から土地改良区の賦課金徴収に支障を来し、土地改良区の運営は勿論のこと農林漁業資金の償還にも事欠く状態となった。そこで昭和33年度通常総会で事業の継続実施を確認し、未収賦課金の徴収は強制執行の方法をとり、取敢えず農林漁業資金の償還金確保に努力することを決議し、翌34年2月10日付で地方税滞納処分の例により処分することの認可を得て強制執行に踏み切ったが十分な効果は期待できず、土川農協援助のもとに県信連より再建資金を借入して、賦課金の未納に振替えしたため半ばまでの整理はできたものの、多額の延滞金が付加されていることから、すべての解消までには至らなかった。

仙北郡西仙北町土川土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

主なる事業概要

昭和35年度の通常総会において、工事費 8,650千円の暫定予算を計上し、非補助事業として融資を受け、3ヶ年継続事業として完成することを決議したが、再建資金の償還もありこの計画の如何によって組合員163名の営農上の支障は勿論のこと、経済破綻を招く岐路に立たされている状態となったためその結論を総会において選出された役員に委ねることになった。ところが、選出された理事及び監事の中から辞任するものが続出し、事実上会議は成立せず土地改良区の運営が不可能の状態となり、日時の経過に伴い借入金の利子が嵩み、秋田銀行、県信連より再三の督促を受け、役員、対策委員並びに連帯保証人の合同協議会を開き対策を協議した結果、強制執行をして償還すべきであると決定され昭和37年7月20日、差押え財産の公売処分をすることとし、関係者に通知することとなった。

この頃県当局においては、不振土地改良区に対し再建整備のため専門委員会を設置していたが、昭和38年2月7日、仙北総合庁舎に役員の招集を求められ、県側からは委員として小松、原両県議、耕地課長、資金係長並びに各係員が出席して協議の結果、地元土地改良区の意志決定により専門委員会、県当局とも援助を惜しまないので今後の方針を確立するよう要求された。これにより、昭和38年2月25日、役員並びに対策委員及び連帯保証人の協議会を開催し協議の結果、計画の樹立に当って西仙北町長と協議の上決定することとし3月5日役員会を開き次のような方法論を得た。

- ①現在の土地改良区の状況からして早期実現は困難と思われる。
- ②早期実現を図るとすれば町当局の力を借りなければならない。出来得れば町営事業として実施してもらおうよう町長と協議する機会をもつこと。
- ③大滝沢溜池は絶対必要であり完成しなければならない。
- ④事業の財源としては水利地域別賦課を考慮してもらおうこと。
- ⑤今泉、大楽地区の開田により、溜池の必要性が更に増してきた。
- ⑥大滝沢溜池は土川地域全体の土地改良事業の一大障害となっている。

以上の決定に基づき3月11日関係者会議を開催し、西仙北町役場で町長の出席をお願いし前記協議事項について申し入れたところ、町として出来る限り期待に副うよう努力することを約した。

5月14日県耕地課長並びに仙北土地改良課より現地調査のため来所、更にその筋より次の事項の通達を受けた。

- ①全体設計書を8月5日まで提出すること。
- ②設計業者が決定したら報告すること。
- ③8月15日まで2/3以上の同意を得ること。

以上の通知を受け町当局と共に趣旨を徹底させるため、各部落毎に説明会を開催したところ組合員166名中146名（86.1%）の同意を得た。（出稼ぎ者などの関係もあり100%に達しなかったが、その後100%となっている。）

そして設計書並びに同意書を町議会に提出し、大滝沢溜池工事を町営事業として実施されるよう請願したところ、2月20日の町議会において町営心像溜池事業として実施することに決定された。

これを受けて昭和39年8月20日臨時総会を開催して承認を得、町営事業で施行するよう委託したのである。一方39年2月20日町営土地改良事業施行に関する議決がなされ、同3月19日町営土地改良事業施行認可を申請し同8月26日付で認可された。本工事の内容は、堤体長68.68m、堤高15.98m(盛上量7,499m²)付替管理道路363m、法面保護2,853m²、グラウト11孔、斜樋管径350mmスルースバルブ4基、余水吐長79.0m(溢流長15.0m)などが主なるもので、他に用地補償費、工事雑費等を含めてその総事業費は29,839千円で39年度に着工し5ヶ年の歳月を費し、44年3月31日に完成し、4月14日竣工式が取り行われた。（昭和27年の着工以来17年日で完成事業完成後の施設の維持管理については昭和44年8月11日西仙北町役場において、西仙北町長、土川土地改良区理事長、心像溜池運営委員、関係職員が立合いの上で引継書に記名捺印し町より土川土地改良区に引き継がれた。これを受けた土地改良区では、早速維持管理規定を制定し、溜池の管理に万全を期し、事業の効果を十分に発揮している。

仙北郡西仙北町土川土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

主なる事業概要

(2) 明光沢溜池

明光沢溜池は、奥羽本線刈和野駅の北東13kmにして達する西仙北町土川字明光沢堤下地内にある。土川郷土史によれば、この溜池は天保年中（1830~43）小杉山村の肝煎与四郎が同村の旱害を救うため工費は刈和野村の甚助と、半道寺村嵯峨八兵衛から借入して完成したという。しかし、嵯峨八兵衛よりの借財は返すことが出来ず住家を提供して決済した。ところが大邸宅をもてあました八兵衛は半道寺村青竜寺の伽藍に寄付したというが、青竜寺が焼失したため今はこれを見ることが出来ない。

天保年間に築立されたという明光沢溜池は、その後大正7年の集中豪雨により堤体が決壊し多大の被害を受け、これを復旧し利用してきたが数回にわたって増堤が行われたものといわれている。

また、昭和29年度には1.5mの嵩上と共に、余水吐、斜樋管などの改修工事が行われている。しかし近年に至り堤体からの漏水量が毎秒5ℓ、余水吐からの漏水量が毎秒2.7ℓ、他に底樋と隧道との取付け部からの漏水も多く、斜樋の亀裂など老朽化が著しく必要水量の貯水もできず再度決壊流失の危険が大きくなった。一度不測の事態が発生すれば、多年にわたり築き上げられた農業経営に決定的な打撃を与え、土買川沿岸の公共施設をはじめ農地、農業用施設更には一般民家などが濁流に呑みこまれるため、被害を未然に防止し、地域住民の不安を除去し、溜池の効用を持続させるために全施設を改修することが緊急かつ重要となった。そこで昭和52年10月29日受益者の協議会を開催し、次の事項を決定した。

① 県営大規模老朽溜池事業の前提として、昭和53年度県で調査設計を行ってもらうための申請をなし、この費用は地元で負担する。

② 県営事業で54年度実施してほしい。

③ 前項実現のため関係機関に陳情する。

④ 採択申請をするためには、出席者が少ないので部落説明会を開催する。

⑤ 仮同意書の取りまとめをする。

⑥ 維持管理については、灌漑に支障のないよう補修し災害の発生しないよう万全の対策をたてる。

以上の決定事項に基づいて、昭和52年11月1日~3日まで小杉山、鳥井野、柳沢の各部落で説明会を開催し、同意を得て11月15日理事会を開催、老朽溜池等整備事業として採択されるよう申請することに決定し同28日付で県に申請した。

翌53年12月13日、事業の施行について西仙北町当局と打合せ同月16日には佐々木博外19名による申請人会を開催し54年1月5日受益者会議において事業計画の概要と施行申請について同意書取りまとめなどについて同意を得、同2月5日県営土地改良事業の施行申請をなし、2月23日付で適当である旨の決定通知があった。

事業は昭和53年度4,000千円の予算で調査設計が行われ、54年度より59年度まで6ヶ年の歳月と186,000千円の事業費をもって計画通り見事に完成され、かんがい用水の確保と災害の危険から脱却し住民の不安を一掃した。

仙北郡西仙北町駒込土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

沿革

本地域は奥羽本線刈和野駅の西南方約2kmに位置する西仙北町土川字駒込地内にあり、土買川に接し、その面積は約10haである。地区は長年畑地として利用してきたところであるが年々災害を蒙り収穫も思うにまかせず、関係者から開田を希望する声が強くなり、昭和34年9月1日西仙北町役場土川出張所に関係者が集い協議の結果、土地改良区を設立し開田事業を施行することとなり、早速準備委員会を設け町当局の指導と協力を得、組合員に対しても趣旨の徹底を図り、関係者49名全員の同意を得て昭和34年11月30日設立認可を申請し翌35年2月26日認可となり理事長には武田賢亮氏が就任した。

事業の計画作成は県土地連に委託し昭和34年度一般非補助事業として農林漁業資金の融資を受けることになった。開田面積7.8町歩、総事業費3,470千円、借入金 2,750 千円で、工事は大曲市大曲土建株式会社が請負い6月中旬工事が完成し6月27日には全面積の植付が完了した。また地区の用水源は土買川に求め口径200mm両吸込渦巻ポンプと15馬力(11kw)のモーターによって揚水し、灌漑している。

その後40年6月、従来のポンプでは代掻期には不足を生ずるようになり近代化資金を利用して75mm5馬力の補助揚水機を設置して補給を計っている。開田初年度の平均反収は300kg以上で、その後反収も増加し51年度は平均570kgとなり組合員の営農は一段と安定の度を加えている。

近年は新たな事業もなく施設の維持管理に専念しているところである。因みに昭和61年における本改良区の予算額は1,009,692円で、このうち維持管理費は460,000円を占めている。(運転手、電気料金、修繕費など)揚水施設は設置後20年を経過し近年著しく老朽し、その能力が低下していることから、なるべく早い機会に更新されることが望まれている。

仙北郡大野土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

沿革

本地区に関係する農家の農業経営は零細な規模で他産業との格差も大きいことから、これを開発して機械化農業を実現し、自立経営を確立することを望んでいた。たまたま、昭和38年開拓パイロット事業制度が創設されたのを契機として、本地区では昭和39年9月、関係受益者により大野地区開拓パイロット事業推進協議会を設立し、関係機関に対して強力な推進運動を展開した。

その結果昭和40年度県において調査測量が行われ、41年度には基本調査、43年度には全体実施設計が完了し、44年度より県営大野地区開拓パイロット事業として着工の見通しとなった。このため県営事業の負担団体として、また事業完成後の維持管理を行う土地改良区を設立することとなり、昭和44年7月7日佐藤鉄太外19名が設立申請人となり知事に対して認可を申請し、**翌45年1月22日、これが認可となり「仙北郡大野土地改良区」が誕生した**のである。

設立申請人は法に基づく諸手続きを経て昭和45年2月16日第1回総会を開催し、予算、諸規定が議決され、役員が選出され初代理事長に西仙北町長小山田久氏が就任した。

この頃、国の農政に変遷があり農用地開発事業については開田計画面積を縮小し、これを開畑とする旨の内容変更があり昭和46年11月5日事業計画の変更手続きを終了した。昭和53年3月、9ヶ年の長期にわたった農用地開発事業も、めでたく完成した。土地改良区では、この事業の成功を祝い昭和55年11月2日現地において小畑県知事揮毫による記念碑の除幕を行い、関係者130名が出席のもとに盛大な竣工式が挙行された。

また、この事業で完成された道路は、すべて砂利道であり生産物搬出の際損傷が著しいため、これを防止する目的で農免農道事業により整備舗装することになり、昭和55年3月31日付で県営事業の施行申請をし同年5月12日適当である旨決定された。

なお農用地開発事業に伴う換地処分については計画面積と確定測量面積の差が大きいなどの問題があり、権利者会議の開催まで長時日を要したが昭和57年4月登記事務をすべて完了した。

主なる事業概要

(1) 県営大野地区開拓パイロット事業

昭和36年農業基本法が制定されて間もない頃、農村では農業基盤の整備、経営規模の拡大の動きが活発となり、開拓事業も戦後の緊急開拓と趣きを変え、既存農家の増反のための要請が強くなってきたのである。

これらの要請に基づき新しい農政の方向に即応するため昭和38年8月「開拓パイロット事業制度」が実施されることになったのである。この事業の基本方針としては、まず農地を造成し経営規模を拡大し農業構造の改善、自立経営の育成を図ると共に既耕地では求めることの困難な拡大された規模におけるモデル農業経営の創出を目的とするもので、その計画規模によって大規模地域(造成面積500ha以上で基幹工事を伴うも中規模地域(造成面積60ha以上で基幹工事を伴うもの)小規模地域(造成面積10ha以上)に区分され大規模は国営、中規模は県営、小規模は団体営として実施された。

昭和40年度県において測量調査に着手、41年度基本調査が実施され、43年度には350万円で全体実施設計が完成し、翌44年度県営大野地区開拓パイロット事業として工事に着手したのである。

この事業の主な工事内容は、開田93ha、開畑87.5ha、揚水機水中ポンプ2台、(500mm×330kw、300mm×180kw)幹支線道路10,962m、幹支線水路16,209mで初年度である44年度には、29.6haの造成工事を始め幹線道水路などを45,000千円で実施、以後工事は順調に進み昭和50年5月、揚水機場より700~1,000mmの石綿パイプで送水される雄物川の水が滔々として全地域を潤し、長い間放置されていた草原の台地は青々とした美田に生まれ変わりここに歴史的な大事業は大成功を遂げたのである。51年度と52年度は排水路工事が主として行われ52年度には、725,300千円の事業費によって、すべての工事が完了した。

本事業の費用負担は、国庫補助65%、県補助17.5%、地元負担17.5%(126,927千円)で内114,378千円は農林漁業資金の借入をもって充当したものである。

仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

沿革

地区の用水源は大沢川、栩平川より取水するほか、地区内に点在する68ヶ処の溜池に依存しており、戦前の耕地整理も全く実施されず未整理の状態であった。従って耕地は旧態依然として区画は狭小で、しかも複雑な田面であり、用排水路は曲折が多く日照りには早魃の被害を受け、一度降雨となれば多大の水害を蒙り、また農道も皆無の状態では収穫物などの運搬には多大の労力を浪費する状況であった。終戦後間もない昭和25年頃、戦時中の労力不足から山間部にある畑地がすべて山野と化しているものが相当見受けられ依然として零細農家の多い大沢郷村の農業振興計画がたてられ、まず土地条件と耕種の改善に重点が置かれた。土地条件の整備では第1に耕地の拡張として藪台沼の干拓など160haの開田を計画、さらに基本的な生産手段として水源の確保、用排水路の整備、そして作業能率の向上を図るために区画整理と交換分合を実施する計画であった。

こうした村の計画を背景に、ほ場整備を主体に頭首工、溜池などを新設改修して用水を確保し水害を未然に防止すると共に機械力を導入して近代的な農業経営に移行するため、旧大沢郷一円を区域とする土地改良区を設立することとなった。

昭和27年10月20日 設立申請人佐藤喜七郎外69名により資格者542名中534名（98.5%）の同意を得て認可の申請がなされ、**同年12月16日秋田県指令土地改良区第196号をもって認可となり、ここに仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区が誕生した。**そして役員として理事10名、監事3名を置き総会に代わる総代会を設け総代の定数を30名とした。

設立当初は維持管理計画書に基づき水源となっている頭首工、溜池などの維持管理と従米からの施設の改修整備について年次計画を定め総代会の議決により逐次改修整備を行ってきた。昭和28年、県営強首用水改良事業の実施に当って強首、藪台、寺館の各土地改良区と共に連合体を組織することになり、同年9月1日仙北郡強首村外3ヶ町村土地改良区連合が設立され、既耕地 773.6ha及び新規開田、干拓による153.2haの耕地造成によって営農の合理化と地域農家の経済基盤の確立を図るため、水源を雄物川に求め大揚水機場を築造し14,352mの幹線水路工事などを実施し、39年12月19日連合は解散された。

30年代に入り農業の機械化が急速に進んだことから、当地域でも区画整理を実施しようとする気運が高まってきた。折しも昭和33年に団体営事業の採択基準（20ha）以下の小規模な区画整理事業に対して、県が単独で補助金を交付することになり当改良区では早速33年度、田代野地区6.8haを実施したのをきっかけに現在まで28地区70ha余の県単区画整理事業を実施してきた。また50年代には宿、大場沢などで団体営ほ場整備事業を実施したほか、水田利用再編対策を促進するため小規模排水特別対策事業を実施するなど、生産の向上と農業経営の安定のために努力している。

主なる事業概要

(1)杉山田地区農村基盤総合整備事業

①現況

本地区は西仙北町の西部に位置し、出羽丘陵の一角に連なり丘陵山地となっている。地区の中央部を大沢川が流れ雄物川に注いでいる。この大沢川沿岸は、やや平坦でこれを中心に集落が分散している。

本地区の用水源は、小規模の溜池と渓流水であり平坦地の一部は大沢川から求めている。上流にダムがなく降雨期は川が氾濫し田畑に被害を及ぼしている。ほ場内の水路はほとんど素掘で屈曲、荒廃が著しく維持管理に多大の労力を費している。地区の経営耕地12.6haの80%が水田であり文字どおり稲単作の地帯である。

また、耕地の約30%程度は県単小規土地改良事業や共同施行で区画整理済であるが、区画も5~10aと小さく、また残り68haについては旧区画のままで道水路も全く不備の状態では機械による農作業は、きわめて困難であり多大の労力を必要としている。稲単作に加えて1戸当水田面積が0.9haと零細な規模にあり、山間地であるため土地の利用率が極めて低く農業経営は不安定であるため、積極的に畜産、そさいなどを導入し収益性を高め経営の安定化を図らねばならない。

仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区の歴史（仙北土地改良誌 二巻より）

主なる事業概要

②計画

農業振興整備計画を基本とし、地域の特性を生かした有効な土地利用を図ると共に、立ちおくられている農業集落の整備を推進して他地区との生活水準への調和のとれた整備を行う。また、ほ場整備を進め農道等の改修を行い高生産の基盤をつくり複合経営農家の育成を目標に、さらに高能率的な近代施設を整備するなど、農業生産基盤及び生活環境基盤の調和を図り魅力ある地域社会を建設する。

Ⅰ 農業生産基盤整備

(1) ほ場整備

水田101haの内、27haが整理済で残り74haのうち整備可能な水田68haの整備を行い他集落と同水準にする。これにより地区内の整備率は95%となる。

(2) 農道整備

狭隘な重要路線2,258mを改修し同時に老朽橋も改修し大型農業機械の運行も容易にし作業能率の向上を図る。

Ⅱ 農村生活環境基盤整備

(1) 農業集落道

集落道の通行は不便であり、特に冬期間は除雪作業が困難であるため、この整備により長年の懸案が解消され生活環境も向上される

(2) 農業集落排水施設

地区内の集落排水路約3,770mのうち、本事業で1,980mを整備する。これにより整備率は52%となり残りについては町営事業等で進める。

(3) 農村公園緑地

地域住民の健康増進と「いこいの場」として集落圏の中心集落に1ヶ所5,000m²の農村公園を設置し地域住民の調和を図る。

(4) 農業近代化施設等用地整備

集落農場化事業により整備強化を図るため用地等を造成し近代化施設を設置し作業の省力化と生産性の向上につとめる。

本事業は昭和53年度採択され県営事業として実施されているもので、この総事業費は999,000千円 62年度末における進度は76.3%に達している。